



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 19

July 2016

経営トピック⑩

アジア地域ファンド・パスポートへの
日本の参加と資産運用ビジネスへの影響

kpmg.com/jp



アジア地域ファンド・パスポートへの 日本の参加と資産運用ビジネスへの 影響

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

シニアマネジャー 保木 健次

2016年4月28日、日本は、オーストラリア、韓国、ニュージーランドとともにアジア地域ファンド・パスポート（ARFP）の協力覚書に署名しました。協力覚書への署名は2016年6月30日まで受け付けられ、その後2017年末までに署名国は国内における所要の制度整備を図り、導入を終えた国からARFPが開始されることになります（図表1参照）。

ARFPとは、この枠組みに参加するいずれかの国において一定の要件を満たすパスポート・ファンドとして承認・登録を受けたファンドは、他のパスポート参加国で改めて複雑な承認手続きを経ることなく当該パスポート参加国のリテール投資家への販売を可能とする仕組みです。

ARFPには、日本の現行制度にはない規定がいくつか含まれており、実際に日本の資産運用会社がパスポート・ファンドを輸出するためには、いくつかの課題を克服する必要があります。しかしながら、日本のARFPへの参加表明以降、国内の関係者によるパスポート制度の活用に向けた議論は活発化し、課題の解決策模索を通じて、国内の資産運用市場が国際化していく兆しが見えます。

国内の資産運用会社は、ARFPだけでなく、こうした国内市場の変化についても的確に捉えて、戦略的に対応していくことが求められます。

なお、本稿の内容は執筆時（2016年6月15日）における情報に基づいていること、および本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りします。



保木 健次
ほき けんじ

【ポイント】

- ー 日本は、アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）に係る協力覚書に署名したことから、2017年末までに所要の制度整備が図られ、ARFPを実際に活用することが可能になる。ただし、ARFPの規定には日本の現行制度にはないいくつかの規定があり、実際の活用に向けては、会社レベルおよび業界レベルでの課題克服を進める必要がある。
- ー ARFP参加という事実を背景とした議論が重ねられる中、閉ざされた国内市場を国際的な視点で見直す機会となって当初の消極的な反応が大きく変化し、所要の改革を実行することを前提とした活発な議論を呼び起こしつつあるなど、関係者の意識にも変化が見られる。
- ー 国内の資産運用会社はARFPへの対応だけでなく、国内資産運用市場のこうした変化についても戦略的に対応していく必要がある。

I. アジア地域ファンド・パスポートの概要

2016年4月28日、日本は、オーストラリア、韓国、ニュージーランドとともにアジア地域ファンド・パスポート（ARFP）の協力覚書（MOC:Memorandum of Cooperation）に署名しました（図表1参照）。

ARFPは、この枠組みに参加するいずれかの国において一定の要件を満たすパスポート・ファンドとして承認・登録を受けたファンドは、他のパスポート参加国のリテール投資家に対して簡便な手続きで当該ファンド（図表2参照）を販売することを可能とする仕組みです。

1. 協力覚書の概要

4月28日に公表された協力覚書は、2016年6月30日に発効する予定であり、それまでに他の国が署名することは可能です。MOC発効時点で署名している国がARFPの当初からの参加国（以下「当初参加国」という）となります（図表3参照）。本稿執筆（6月15日）時点では把握できないため、すべての当初参加国名を記述することはできませんが、KPMGジャパンのサイト¹等からご確認頂ければと思います。

当初参加国は、協力覚書が発効する2016年6月30日から18カ

月以内、つまり2017年12月末までに国内における所要の制度整備を図ることが求められ、2つ以上の参加国が当該制度を導入後、当該参加国同士でARFPが開始されることになります。し

【図表1 アジア地域ファンド・パスポートの経緯】

2010年以降	アジア太平洋経済協力（APEC）の財務大臣会合の下に設置されたワークショップにおいて、本構想の実現に向けて10回以上の会合を開催
2013年9月	アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）参加国になる意思を表明するStatement of Intentにオーストラリア、韓国、ニュージーランド及びシンガポールが署名 署名国による作業グループがワークショップ傘下に設置され、市中協議文書を作成
2014年4月	署名国にフィリピン及びタイを加えた6カ国が（第一次）市中協議文書を公表
2015年2月	当該署名6カ国が第二次市中協議文書を公表
2015年9月	Statement of Understanding（SOU）に日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、フィリピン及びタイが署名
2016年4月	Memorandum of Cooperation（MOC）が公表、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドが署名
2016年6月	MOCが発効。その時点での署名国がARFP当初参加国、1年半以内（2017年末まで）に各国で所要の制度整備
2カ国以上で制度整備が完了した時点から整備完了国間でARFP適用開始	

出所：協力覚書等を基にKPMG作成

1 KPMGジャパン アセットマネジメント(<http://www.kpmg.com/jp/ja/industry/asset-management/Pages/default.aspx>)を参照。

たがって、日本が所要の制度整備を実施した時点で他の参加国が既に実施済みである場合、2017年12月末よりも前に日本でARFPの運用が開始される可能性があることに留意が必要です。

【図表2 主なARFP関係国の投資信託の運用資産残高(単位: 百万米ドル)】

	2014年末	2015年末
オーストラリア	1,601,078	1,521,313
日本	1,171,974	1,328,634
韓国	330,168	343,293
ニュージーランド	41,559	41,908
フィリピン	5,098	5,029
(参考) 中国	708,884	1,263,130

出所：IIFA Worldwide Regulated Open-End Fund Assets and Flows – Fourth Quarter 2015

2. Joint Committeeの設置

これまでARFPに係る議論を行ってきたワークショップや各種の公表文書作成等を主導してきた作業グループは役割を終え、2016年6月30日の協力覚書発効以降は、参加国の代表で構成されるJoint Committee (JC) が設置され、ARFPの運営における公式の意思決定機関としての役割を担うことになります。

JCの役割は多岐にわたり、ARFPの公式ウェブサイトの運営や年次報告書の作成などのほか、後発参加国の審査やMOCの改訂などを行います。

ARFPにおいては、当初参加国以外の国がMOC発効後にARFPに参加する意思を示した場合に、適格要件の充足を含め

て協力覚書に規定する手続にしたがって、JCが後発参加希望国の参加申請について、評価を実施し、参加を承認する仕組みを導入しています。

また、協力覚書の発効後は、基本的にARFP規則の改訂はJCを通じて行われることになります。したがって、これまでのように、ARFPへの参加意思を表明しない国であっても、ワークショップメンバーとしてARFPに係る議論に参画できるといったことはなく、今後は、参加国で構成されるJCがARFP規則の改訂を含めた運営に係る意思決定権限を持つことになります。こうした国際的な枠組みにおける議論への影響力も勘案しながら日本の参加について判断されたものと思料されます。

3. 協力覚書と各国規制の範囲

協力覚書において示されている規定（以下「ARFP規則」という）は、参加国に対して直接的な法的拘束力を持つものではなく、今後、参加国が協力覚書の規定に沿って自国法規制の整備を図ることにより、法的効果を得る仕組みとなっています。したがって、ARFP規則の解釈や翻訳を含む法制度化の過程で国によって規制内容に差異が生じる可能性があることに留意が必要です。

協力覚書は、主としてパスポートを取得に係るファンドおよびその運用会社の適格要件や、パスポートの取得手続きについて規定しているほか、各国の規制が適用される範囲について規定しています。パスポートの登録手続きは、下記のように母国における手続とホスト国における手続の2段階に大別することができます。ARFPの活用メリットとしては、評価手続きが原則として21日以内とされるホスト国における「承認手続きの簡素化」と、母国およびホスト国において行われるパスポート取得

【図表3 アジア地域ファンド・パスポートに係る議論に参加している国】

ワークショップ メンバー	2013年9月 SOI 署名国	2014年4月 市中協議国	2015年9月 SOU 署名国	2016年4月 MOC 署名国
・オーストラリア ・韓国 ・ニュージーランド ・フィリピン ・シンガポール ・タイ ・香港 ・インドネシア ・日本 ・マレーシア ・台湾 ・ベトナム	・オーストラリア ・韓国 ・ニュージーランド ・シンガポール	・オーストラリア ・韓国 ・ニュージーランド ・フィリピン ・シンガポール ・タイ	・オーストラリア ・韓国 ・ニュージーランド ・フィリピン ・タイ ・日本	・オーストラリア ・韓国 ・ニュージーランド ・日本

ファンドおよび運用会社の公表による「アナウンスメント効果」の2つがあると考えられます(図表4参照)。

主としてファンドの組成および運用ならびにその運用会社の登録および監督等に係る規制については、ファンドのパスポート取得に係る承認・登録を行う国(以下「母国」という)の法規制が適用されます。協力覚書では、日本でパスポートを取得することが可能なファンドは、投資信託および投資法人に関する法律に基づく投資信託または投資法人とされています。

主としてファンド販売および情報開示に係る規制については、他の参加国においてパスポートを取得したファンド(以下「パスポート・ファンド」という)の国内販売を承認する国(以下「ホスト国」という)の法規制が適用されます。協力覚書では、日本でパスポート・ファンドの販売を行えるのは第一種金融商品取引業を行う者および登録金融機関とされています。また、情報開示に係る言語もホスト国の規定が適用されます。

4. 他のパスポート構想

アジア地域では、ARFP以外にもファンド・パスポート構想が2つあり、いずれもARFPより先行して運用が開始されています。

(1) ASEAN CISフレームワーク

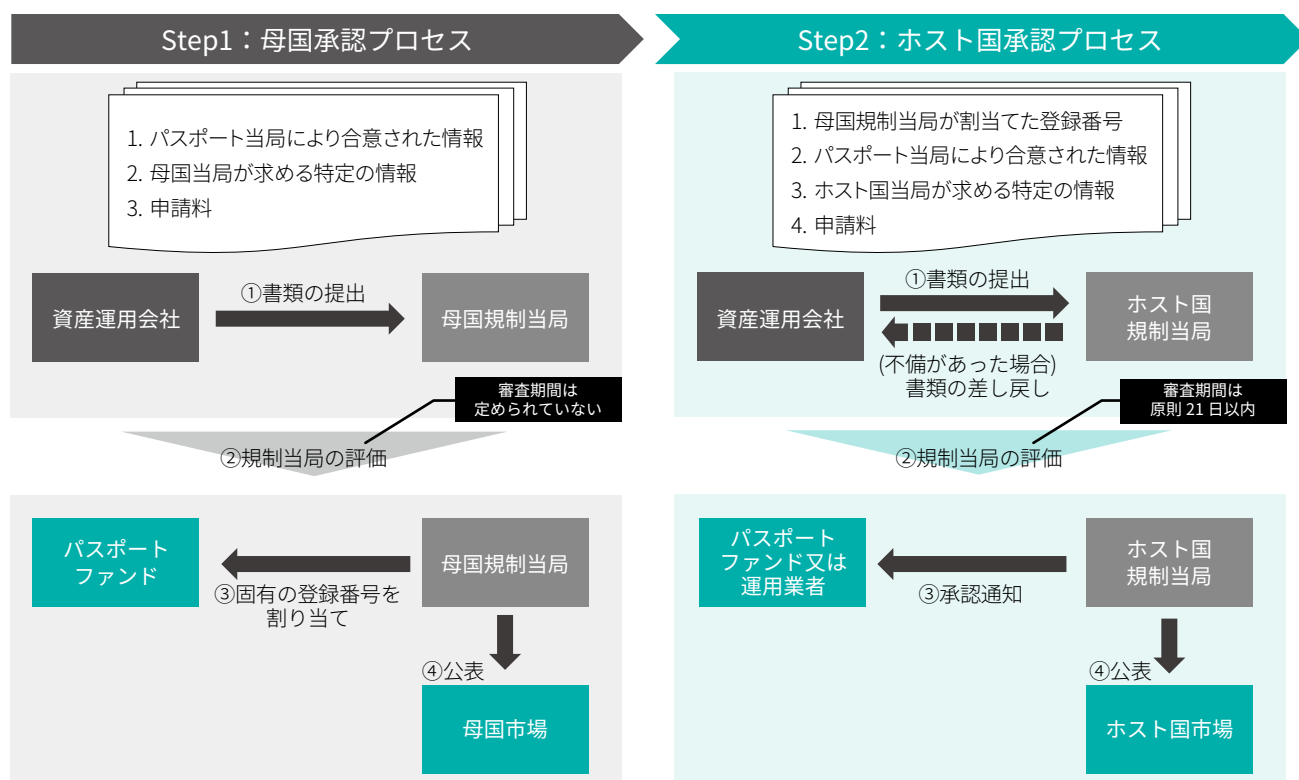
2014年8月からマレーシア、タイおよびシンガポールの3カ国で開始されたASEAN CISフレームワークは、本稿執筆時点では、3カ国全体で13のファンドと6の資産運用会社の登録が確認できます。このうち実際にクロスボーダーで販売されているファンドは、マレーシアからシンガポールへの販売が4ファンド、シンガポールからマレーシアへの販売が1ファンド確認できます(図表5参照)。

ASEAN CISフレームワークについては、同制度を利用するファンドや運用会社だけでなく、この枠組みに参加する国についても拡大基調にあると言える状況とは考えられません。しかしながら、母国登録の段階から、徐々にホスト国での登録にたどり着いた事例が一方ではなく、双方向で生じていることが確認されたほか、パスポートを取得したファンド名や運用会社名を公表する制度など、前述のARFPがもたらす2つの効果について示唆を与えるものがあります。

(2) 中国-香港ファンド相互承認

2015年7月から開始された中国と香港間のファンド相互承認協定(MRF)は、中国または香港のいずれかの地域において一定の要件を満たすことにより登録・承認を受けたファンドはもう一方の地域で改めて複雑な登録・承認手続きを経ることなく

【図表4 パスポートの承認プロセス】



出所：協力覚書等を基に KPMG 作成

ファンドを公募することが可能となる仕組みです。

ASEAN CISフレームワークやARFPと異なり承認を受けるファンドの運用資産額については、中国籍ファンドおよび香港籍ファンドにそれぞれ3,000億人民元の上限が設けられています。

2016年に入ってから、MRFに基づいてクロスボーダー販売されるファンドの販売額は増加基調を強めています（図表6参照）。

【図表6 MRFに基づく累計ファンド販売額（単位：万人民币）】

	中国→香港	香港→中国
2016年4月末	8,216.97	136,418.01
2016年3月末	2,207.79	72,000.33
2016年2月末	546.90	19,772.88
2016年1月末	187.62	4017.67

出所：China's State Administration of Foreign Exchange

II. 課題となる主なARFP規則

ARFP規則において、ファンドや運用会社に求められる規定には、日本の現行制度には見られないものがあります。以下では、こうした経験の乏しい要件も含めて、パスポートの取得・活用に向けた主な課題について整理・考察します。

1. ビジネス主拠点

ARFPでは、パスポートを取得するファンドおよび運用会社は、ビジネスの主拠点が母国であることが求められています。本稿で取り上げるARFP規則については、多くがASEAN CISフレームワークにおいても類似の規定が存在しますが、このビジネス主拠点に係る規定は、ASEAN CISフレームワークにもないARFP独自の規定となっています。

日本が参加するまでは、この条項によって日本の運用会社

【図表5 ASEAN CIS Framework】

マレーシア		
適格CISファンド	母国	運用会社
CIMB-Principal ASEAN Total Return Fund	Malaysia	CIMB-Principal Asset Management Berhad
Maybank Bosera Greater China ASEAN Equity-I Fund	Malaysia	Maybank Asset Management Sdn Bhd
CIMB-Principal Asia Pacific Dynamic Income Fund	Malaysia	CIMB-Principal Asset Management Berhad
CMIB Islamic DALI Equity Theme Fund	Malaysia	CIMB-Principal Asset Management Berhad
CIMB-Principal Malaysia Equity Fund	Malaysia	CIMB-Principal Asset Management Berhad
Singapore Dividend Equity Fund	Singapore	Nikko Asset Management Asia Limited
CIMB-Principal Asia Pacific Dynamic Growth Fund	Malaysia	CIMB-Principal Asset Management Berhad
シンガポール		
適格CISファンド	母国	運用会社
Maybank Asian Equity Fund	Singapore	Maybank Asset Management Singapore Pte. Ltd.
Maybank Asian Income Fund	Singapore	Maybank Asset Management Singapore Pte. Ltd.
Phillip Income Fund	Singapore	Phillip Capital Management (S) Ltd
Singapore Dividend Equity Fund	Singapore	Nikko Asset Management Asia Limited
Nikko AM China Equity Fund	Singapore	Nikko Asset Management Asia Limited
Phillip Singapore Real Estate Income Fund	Singapore	Phillip Capital Management (S) Ltd
CIMB-Principal ASEAN Total Return Fund	Malaysia	CIMB-Principal Asset Management Berhad
CIMB-Principal Malaysia Equity Fund	Malaysia	CIMB-Principal Asset Management Berhad
CIMB-Principal Asia Pacific Dynamic Income Fund	Malaysia	CIMB-Principal Asset Management Berhad
CMIB Islamic DALI Equity Theme Fund	Malaysia	CIMB-Principal Asset Management Berhad
タイ		
適格CISファンド	母国	運用会社
ONE STOXX ASEAN SELECT DIVIDEND INDEX FUND	Thailand	ONE Asset Management Limited

出所：各国当局 HP より KPMG 作成

は、他のARFP参加国でパスポートを取得することができない可能性がありましたが、現時点ではこのような懸念はなく、日本においてパスポートを取得する形での活用が想定できます。

他方で、前述のようにARFPの規定は各参加国において国内制度として整備されることになりますので、この規定がどのように具体的な規制として落とし込まれるによっては、競争力のある欧米の資産運用会社は、参加国にある子会社を通じてパスポートを取得することが認められることにより、競争環境が大きく変わる可能性があることに留意が必要です。

2. 母国公募

パスポートを取得しようとするファンドは、母国において公募されているファンドであることがARFP規則において求められています。このような規制はUCITSにはないと理解していますが、ASEAN CISフレームワークでは同様の規制が設けられています。

母国において公募されることから、母国当局による監督の実効性が確保されると考えられるほか、仮に不正行為が行われ投資家に被害が発生した際に、母国においても被害が発生するため、海外投資家および海外当局にとっては円滑かつ効果的な法執行が期待できることが背景にあると考えられます。

日本からのファンドの輸出を考えている運用会社にとって、母国公募要件から生じる課題はいくつか考えられます。

まず、公募要件を満たすファンドと実際にパスポートを取得するファンドの関係をどうするかという課題があります。たとえば、1つのマザーファンドの下にある円建てのベビーファンドで公募要件を満たし、ホスト国通貨建てのベビーファンドをパスポート申請することが認められるかなど、どのように母国公募要件を充足するかについては、国内制度整備の内容を踏まえつつ、戦略的に対応していく必要があります。

次に、母国公募要件を満たすファンドの組成・公募時期をどうするかという課題があります。母国におけるパスポート取得の申請を行う時点で公募している必要があるため、既存ファンドであれば、パスポート・ファンドとして適格であるかどうかを確認しつつ、必要に応じて、適格ファンドとするための措置を取る必要があります。場合によっては、約款の変更等が必要になる可能性も考えられます。また、新規ファンドを設定するにしても公募に至るまでに一定の時間が必要となります。

3. 独立監視機関

協力覚書のAnnex 3のうちDivision 6.2～6.5（以下「運用制限規定」という）については、独立監視機関（Independent oversight entity）がパスポート・ファンドの信託約款（投資信託

の場合）または規約（投資法人の場合）および母国の法規制に準拠しているかどうかをモニターすることがARFP規則において求められています。

日本においては、独立監視機関として監査役会、監査委員会若しくは監査等委員会の社外役員、または信託会社若しくは信託銀行とされています。前者群については、投資法人を想定した規定と考えられますが、文言上は投資信託の委託会社における同機関が担うことを妨げていないように読めます。

いずれにしても、このように運用実態を外部の独立した者によって監視する制度は日本において経験の乏しい分野であることから、今後は関係当局および業界団体を含めて、監視基準や手順に関する指針作成といった制度整備が必要になると考えられます。

このようなガバナンスのあり方については、日本証券業協会、投資信託協会および日本投資顧問業協会が事務局となっている「資産運用等に関するワーキング・グループ」においても検討が進められています。証券監督者国際機構（IOSCO）がIndependent oversight entitiesについて言及している提言の実現を目指すという文脈でARFPが求める独立監視機関に対応した投資信託委託会社におけるアドバイザリー・ボードの設置や、投資法人の活用等が議論されています。

今後はこうした業界レベルでの議論の行方も注視しつつ、パスポートの取得・活用を検討している個別の運用会社においては、準備を進めていく必要があります。

4. 年次実施状況評価

前述の独立監視機関とともに外部の独立した者によるARFP規則の遵守状況を監視する仕組みとして、年次実施状況評価という制度が導入されています。

年次実施状況評価の監視対象は、運用制限規定に限定される独立監視機関のそれよりも広く、運用会社に対する適格要件を含むARFP規則全般（Annex 3）となっています。一方で、年次という文言が示すように、評価の実施は基本的に年に一度が想定されています。

日本において当該評価を実施する機関としては、前述の独立監視機関で指定された機関すべてに、公認会計士および監査法人を加えた者のうちのいずれかが実施することが規定されています。

評価者に複数の選択肢がある年次実施状況評価については、評価者の評価水準の平仄をいかに確保するかという課題があります。協力覚書では、日本以外の国においても、トラステイや会計士・監査法人など評価者について複数の選択肢を提示している国も多く、今後は国内における評価者による評価結果のバラつきを以下に抑えるかという点だけでなく、参加国間におい

でも平仄を確保していくことが求められます。

5. 運用制限規定

ARFP規則はパスポート・ファンドのポートフォリオについて一般的な資産や銘柄への投資に限定し、一定以上の分散投資を義務付け、デリバティブや貸株といった複雑な運用手法の利用を制限する「運用制限規定」を導入しています。これはUCITS²においても類似の規定があり、国際的には珍しくない規定ですが、日本国内のファンドに対して本格的に適用されるのは、ARFPが初めてだと考えられます。

主な運用制限は図表7のとおりです。

【図表7 ARFPの主な運用制限】

可能な投資に係る制限	投資可能な資産クラス	通貨、預金、金預託証券、譲渡可能証券、短期金融市場証券
	一定の制限があるもの	デリバティブ、貸株、借入
	原則禁止であるもの	貸出、保証、引受、空売り
ポートフォリオに係る制限	単一発行体への投資	原則5%以内
	同一グループへの投資	原則20%以内
	単一CISへの投資	原則10%以内
	投資先への影響力に係る制限	原則投資先議決権の20%以内

出所：協力覚書を基に KPMG 作成

運用制限規定に係る課題の1つに、要件の充足を実態で判断するのか信託約款等の文書上でも求めるのかという論点があります。たとえば、多くの公募投資信託の約款では、実際にはデリバティブを使っていなくともかなり柔軟に使用可能とされているケースがあります。このような場合に、実態として遵守していれば要件を充足できるのか、信託約款等の文書においても運用制限規定を遵守した記載であることが求められるのかという論点があります。これは、特に既存ファンドをパスポート・ファンドとする際には、大きな影響があると考えられます。

この点については、実態のみで判断することは独立監視機関や年次実施状況評価に過度に依拠することになり、ガバナンスの観点からも許容される対応になるとは考えにくいと思料します。

Ⅲ. 国内における影響

国内で販売されるパスポート・ファンドではない投資信託や投資法人については、日本がARFPに参加したからといって特段新たな規制が課されるということはありません。しかしながら、ARFPへの日本の参加およびパスポート・ファンドという異質のファンドの登場は、予想以上に日本の資産運用市場に大きな変革圧力となる可能性があると考えます。

ARFPに参加するに当たって障害となる課題を克服するために繰り広げられている国内の関係者による議論は、国内だけで完結してきた市場に国際的な視点での見直し作業をもたらし、長年組上に上りながら実行が伴わなかった感のある東京の国際金融センター化について提言の実行を前提とした議論を喚起しているように見えます。

たとえ、それがARFPのための議論であったとしても、議論の過程で多くの関係者に世界の市場を意識させ、ARFP参加のために生み出された選択肢はARFP以外のファンドへの適用可能性に係る議論を惹起することが考えられます。

投資法人制度を活用して国内公募し海外輸出を検討することも、海外の目を意識して投資信託のガバナンスのあり方を議論することもこれまででは考えられないことでした。ファンドの輸出はARFPでなければいけないわけではなく、ARFPで培った輸出ノウハウを通常のファンドに適用してARFPに参加していない国に販売することも可能です。また、独立監視機関や年次実施状況評価の考え方は、パスポートを取得しない国内ファンドに対しても一定の圧力となることが考えられます。

他方で、運用制限を遵守した比較的簡素で投資家の理解しやすいポートフォリオとなるパスポート・ファンドは、真に顧客のニーズに即したファンドの販売を求める資産運用会社やファンド販売業者に対するフィデューシャリー・デューティーの強化という昨今活発に議論されている流れにも沿っており、たとえば、客観性・透明性の高いARFP基準をベンチマークとしてファンド内容に応じて規制水準を差別化するという選択肢が視野に入ってくる可能性もあると考えられます。

国内におけるパスポート取得までならともかく、実際に海外への輸出を実施するとすると、国内で完結することを前提として構築されてきたオペレーションや業界慣行といった枠組みも抜本的に変える必要があり、一定のハードルを越える必要があります。ただし、そのハードルを越え日本からファンドを輸出する能力を身につけた資産運用会社とそうでない資産運用会社とでは中長期的な経営戦略の方向性が大きく変わるようになると考えられます。

2 UCITSとは、欧州において一定の要件を満たして組成されたファンドであり、公衆から調達した資本をリスク分散の原則に基づき、一定の譲渡可能証券その他の流動性資産に投資することを唯一の目的とし、かつ、投資家の要求により、ファンド資産を用いて持分の買戻し、償還等を行う事業体である。

いずれにせよ、日本はこれまで投資家から販売会社および資産運用会社が揃い、それなりの市場規模を持ち、国内で資金循環が相当程度完結することが可能な市場であるために、国際的な標準から離れた国内基準が多数存在する特殊な市場でした。そこに、初めてのファンドの相互承認制度となるARFPを通じて、今後国際標準が徐々に国内市場に浸透し、国内基準に対する変革圧力が増大する時代がやってくると考えられます。そうした過渡期を経て長期的にはより国際標準に近い新たな市場に生まれ変わるものと考えられます。

国内の資産運用会社はこうした変化を捉えながら、戦略的に対応していく必要があります。

アセットマネジメント部の概要

資産運用会社は、「貯蓄から投資へ」の流れの加速等を受け、成長するマーケットに対応すべく、資産運用を高度化し、フィデューシャリー・デューティーを果たすことが求められています。KPMGジャパンは、資産運用会社が直面する変化への対応を戦略的にサポートするため、あずさ監査法人内にアセットマネジメント部を設け、グループ内に存在するナレッジおよびスキルを集約し、資産運用の高度化の支援をはじめ、業種に特有の課題に対応したサービスを提供しています。

会計監査サービス

- ファンド（投資信託、投資事業有限責任組合等）監査
- アセットマネジメント会社監査

アドバイザリーサービス

- ISAE3402/SSAE16/SAS70号に基づく統制リスクの評価
- グローバル投資パフォーマンス（GIPS）基準準拠の検証業務
- 規制アドバイザリー
- 内部統制関連アドバイザリー

【バックナンバー】

「進展するアジアにおけるファンドのクロスボーダー販売促進構想と日本への示唆」
(KPMG Insight Vol.12/May 2015)

「アジア地域ファンド・パスポートへの日本の参加と資産運用ビジネスのアジア展開への影響」
(KPMG Insight Vol.15/Nov. 2015)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
シニアマネジャー 保木 健次
TEL: 03-3548-5125（代表番号）
kenji.hoki@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.